

「佐賀市立地適正化計画（案）」へ意見表明

～災害に対する復旧・復興対策の充実を検討することが重要である旨等意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部佐賀損保会（会長：遠藤 栄一 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 佐賀支店長）では、2023年10月16日付で公表された「佐賀市立地適正化計画(案)」の意見募集に対し、11月14日付で意見表明を行いました。

当該計画は、目指す佐賀市の将来像を「未来につながる集約拠点都市」とし、20年後も現在の「人口集積を維持」し、「密度の経済を保つ」ことが重要であるとの認識のもと、「居住誘導」⇒「市場形成」⇒「立地集積」⇒「居住誘導」の好循環を生み出し、将来像の実現を目指すため、策定するものです。

佐賀損保会では、目指す佐賀市の将来像に対し賛同したうえで、災害対策に関し、防災・減災はもちろん、自然災害の頻発化・激甚化を考えると、被害は一定程度発生することを前提に、復旧・復興対策の充実も検討することの重要性などについて、次の意見表明をしております。

《主な意見内容》

P3-3～3-5 第3章 3-1 立地適正化計画の方針

人口減少・少子高齢化社会に対応するため将来にわたり持続可能でコンパクトなまちづくりを推進することは、佐賀市の都市計画、有用と考えます。

そのなかで、佐賀市として20年後も現在の「人口集積を維持」し、「密度の経済を保つ」ことにより、佐賀市の将来像を「未来につながる集約拠点都市」歩いて暮らして仕事して“”としていることは、現状を十分に踏まえた、妥当な将来像であると考えており、賛同いたします。

P4-13 第4章 4-5 居住誘導区域

P8-23 第8章 8-5 取組施策とスケジュール

居住誘導区域の設定に関し、「佐賀市においては市街化区域の一部地域に浸水被害が想定されていますが、浸水想定区域（洪水・高潮）については『第8章防災指針』で対策を講じることを条件に居住誘導区域に含める。」とあります。

防災・減災にはソフト対策は市民を守るために最も重要な施策の一つと考えますが（特に、不動産の被害を防止・軽減する効果は限定的と考えます。）、ハード対策の両方を講じる必要があると思います。一方、8-23に掲げるハード施策等による防災・減災対策は、実施時期の目標は「長期(20年)」とされており、より慎重な検討が必要ではないかと思慮いたします。

例えば、8-12の「諸富地域拠点居住有効区域における課題の整理」では「3.0m以上の浸水の可能性がある箇所については、リスクの低減に資する対策を講じることで居住誘導区域に含めることとします。」とありますが、当該地区には3.0m以上の浸水した場合、避難が極めて困難な地域も含まれているのではないかと拝察いたします。

P7-5 第7章 7-2 誘導施策 (1) 居住誘導

誘導施策（2）安心居住を実現するための居住誘導と災害対策として、①災害リスクが高いエリアからの移転に向けた支援、②ハード・ソフトの各種災害対策の実施について賛同いたします。

P8-22 第8章 8-5 取組施策とスケジュール

取組施策【防災訓練の実施等の避難・防災体制の充実】について賛同します。特に「災害時における地域と行政の連絡体制を構築する。」は、重要な施策の一つと考えます。

有明海に面する本市においては、「資料編」防災指針-10にも記載されているように、居住誘導区域を含む広範な市域に高潮被害が想定されておりますが、高潮は台風の進路、風速、気圧および潮位により生じる災害であり、現在の観測技術によれば、災害前に十分に準備が可能と考えております。行政の避難情報を的確に伝える連絡体制を整備することにより、安全に避難できる体制を構築いただきたいと思います。

P8-21～8-25 第8章 8-5 取組施策とスケジュール

佐賀市の防災上の重要課題として、外水氾濫による洪水はもちろん、令和元年8月豪雨相当の雨量があると、居住誘導区域の全域において内水による浸水被害が懸念されている点があるということ考えております。当該洪水被害を防止・軽減することが「人口の集約・人口密度の維持」を図ることが、安心して生活ができる環境形成の基盤であると考えておりますので、8-21 および 8-23 に掲げる洪水対策に資するソフト・ハードの施策を確実かつより短い期間で実現いただきたい。

なお、防災・減災は当然ですが、自然災害の頻発化・激甚化を考えると、当市においては、洪水による被害は一定程度発生することを前提に、復旧・復興対策の充実も検討することが重要と考えます。そのためには公的な備え（被災者生活再建支援制度）はもちろん、国の災害基本計画に掲げられる自助の備え（水災補償保険）についても普及促進すべきと思慮いたします。

防災基本計画（災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成）の抜粋

○特に、気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、国〔内閣府〕は、住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を一人でも少なくするよう、水害保険・共済への加入の促進に努めるものとする。また、国〔内閣府〕から地方公共団体に対して普及促進への協力の呼びかけに努めるものとする。

P8-25 第8章 8-5 取組施策とスケジュール

目標値の設定において、住宅の耐震化率は市民の安全を考えると、重要な指標であると考えます。

なお、佐賀市建築物耐震改修促進計画（平成30年8月改定）における「住宅の耐震化率」の目標は、令和2年（平成32年）時点で90%、令和7年（平成37年）時点で「おおむね解消」されており、本計画の「令和25年：98%」と整合していないように感じております。目標年を前倒しするか、目標値をより高く設定すべきと考えます。

※ご高尚のとおり、佐賀市建築物耐震改修促進計画の「住宅の耐震化率」の計算では「昭和56年以降建築戸数」は、「耐震性を有する戸数」に参入されるため、年数が経過するほど、自然に耐震化率は向上する傾向があると考えます（これから20年も経過すれば、旧基準の建築住宅は取り壊し等により、自然と全住宅に占める当該戸数は少なくなると考えます。）。